

日本現代中国学会規約

第1条（名称）

本会は日本現代中国学会と称する。

第2条（目的）

本会は現代中国および現代アジアに関心をもつ研究者によって組織され、研究者相互の交流と協力をはかり、その研究の発展を促進することを目的とする。

第3条（事務所）

本会の事務所は、理事会が定める場所に置く。

第4条（事業）

本会はその目的を達成するために、以下の事業をおこなう。

- （1）全国学術大会（年1回）、研究会、講演会、講座などの開催
- （2）内外の研究機関および研究者との交流
- （3）学会誌（『現代中国』年1回以上）の発行
- （4）その他本会の目的を達成するために必要な事業

第5条（入会）

入会にあたっては会員2名の推薦にもとづき、理事会が承認する。

第6条（会費）

会員は入会金1000円その他、個人会員は年会費5000円、団体会員は年会費6000円を納入しなければならない。3年を超えて会費を滞納したものは、特別の事情がないかぎり、理事会において退会したものとみなす。

第7条（会員の権利）

会員は学会誌の配布を受け、個人会員は本会の事業に参加するほか、理事の選挙権および被選挙権をもつ。

第8条（経費）

本会の経費は会費、寄付金その他の収入によってまかなう。

第9条（総会）

本会は年1回、総会を開く。総会は最高の意思決定機関であり、本会の重要事項について審議、決定し、決算および予算を承認する。

第10条（役員）

本会は下記の役員を置く。

（1）理事長 1名。本会を代表し、会務を統括する。理事長は、理事の中から互選によって選ばれ、任期は2年とする。

（2）常任理事 若干名。理事長とともに常任理事会を構成して、理事長を補佐し、分担して常務を処理する。常任理事は理事のなかから理事長が指名し、理事会の承認を得て、決定する。

（3）理事 50名。理事会を構成して会務を処理する。理事のうち、原則として25名は個人会員の選挙により選び、その余は、選挙によって選ばれた理事の推薦により決定し、総会に報告する。任期は2年とし、選挙規定は別に定める。理事に欠員が生じたときは、理事会がこれを選任することができる。

（4）会計監査 2名。本会の会計を監査し、総会に報告する。会計監査は理事会の推薦にもとづき、総会の承認を経て決定する。任期は2年とする。

（5）幹事 若干名。理事会の会務執行を補佐する。幹事は理事長が委嘱する。任期は2年以内とする。

（6）顧問 若干名。理事会に対して意見を述べ、理事会の諮問に応ずる。顧問は理事会の推薦にもとづき、総会の承認を経て決定する。任期は2年とする。

（7）専門委員会委員 若干名。理事長の諮問に答申するために専門委員会を置くことができる。各専門委員会は委員若干名によって構成され、委員は理事長が委嘱する。任期は2年とする。但し、予め定める設置期間がそれよりも短い場合には、その設置期間とする。委員長・副委員長各1名は理事から選任する。

第11条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第12条（専門委員会・地方部会）

本会は必要に応じて専門委員会、地方部会を置くことができる。

第13条（改正）この規約の改正は総会の承認を経て行う。運営にかんする内規は理事会が定める。

付則 この規約は2019年10月19日から実施する。ただし第11条（会計年度）に関しては、別途定める措置にもとづき2022年度以降より運用する。これに伴い、2020年度は2019年10月1日から翌年9月30日まで、2021年度は2020年10月1日から翌々年3月31日までとする。

（1991年10月5日改正）

（1992年10月17日一部改正）

（1999年10月23日一部改正）

（2005年10月22日一部改正）

（2007年10月20日一部改正）

（2019年10月19日一部改正）

以上。